

滋賀県税条例の一部を改正する条例について

1 趣旨

地方税法(昭和25年法律第226号)の一部改正に伴い、令和元年6月1日に施行すべき規定を改正するため、滋賀県税条例(昭和25年滋賀県条例第55号)の一部を改正しようとするもの。

2 概要

(1) ふるさと納税制度の見直し

総務大臣がふるさと納税の対象として指定した都道府県または市区町村に対する寄附金(特例控除対象寄附金)に、個人県民税の税額控除の対象を限定する。(第21条の2関係)

<指定基準>

- ① 寄附金の募集を適正に実施する都道府県または市区町村
- ② (①の都道府県または市区町村で) 返礼品を送付する場合には、以下のいずれも満たす都道府県または市区町村
 - ・ 返礼品の返礼割合を3割以下とすること。
 - ・ 返礼品を地場産品とすること。

(2) 改元に伴う規定の整理

3 施行期日

令和元年6月1日(改元に伴う規定の整理については、公布の日)

滋賀県税条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

地方税法（昭和25年法律第226号）の一部改正により、都道府県または市区町村に対する寄附金に係る個人の県民税の寄附金税額控除における指定制度の導入が行われたことに伴い、個人の県民税について必要な規定の整備を行うため、滋賀県税条例（昭和25年滋賀県条例第55号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

(1) 都道府県または市区町村に対する寄附金に係る個人の県民税の寄附金税額控除について、以下の措置を講ずることとします。（第21条の2、付則第5条の5、付則第6条の2関係）

ア 特例控除額の控除対象となる寄附金について、地方税法第37条の2第2項に規定する特例控除対象寄附金（以下「特例控除対象寄附金」という。）とすること。

イ 個人の県民税の寄附金税額控除に係る申告の特例について、適用対象を特例控除対象寄附金とする等の所要の措置

(2) その他

ア この条例は、令和元年6月1日から施行することとします。ただし、ウの一部については、公布の日から施行することとします。

イ この条例の施行に関し必要な経過措置を定めることとします。

ウ その他所要の規定の整理を行うこととします。

滋賀県税条例新旧対照表

旧	新
<p>第1条から第21条まで 省略</p> <p>(寄附金税額控除)</p> <p>第21条の2 所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額（当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額および山林所得金額の合計額の100分の30に相当する金額を超える場合には、当該100分の30に相当する金額）が2,000円を超える場合には、その超える金額の100分の4に相当する金額（当該納税義務者が前年中に第1号に掲げる寄附金 _____を支出し、当該寄附金の額の合計額が_____2,000円を超える場合には、当該100分の4に相当する金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）を当該納税義務者の前2条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1)から(4)まで 省略</p> <p>2 前項の特例控除額は、同項の所得割の納税義務者が前年中に支出した<u>同項第1号に掲げる寄附金</u>の額の合計額のうち2,000円を超える金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た金額の5分の2に相当する金額（当該金額が当該納税義務者の前2条の規定を適用した場合の所得割の額の100分の20に相当する金額を超えるときは、当該100分の20に相当する金額）とする。</p> <p>(1)から(3)まで 省略</p>	<p>第1条から第21条まで 省略</p> <p>(寄附金税額控除)</p> <p>第21条の2 所得割の納税義務者が、前年中に次に掲げる寄附金を支出し、当該寄附金の額の合計額（当該合計額が前年の総所得金額、退職所得金額および山林所得金額の合計額の100分の30に相当する金額を超える場合には、当該100分の30に相当する金額）が2,000円を超える場合には、その超える金額の100分の4に相当する金額（当該納税義務者が前年中に<u>法第37条の2第2項に規定する特例控除対象寄附金</u>（以下この条において「<u>特例控除対象寄附金</u>」という。）を支出し、当該<u>特例控除対象寄附金の額の合計額</u>が2,000円を超える場合には、当該100分の4に相当する金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）を当該納税義務者の前2条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1)から(4)まで 省略</p> <p>2 前項の特例控除額は、同項の所得割の納税義務者が前年中に支出した<u>特例控除対象寄附金</u>の額の合計額のうち2,000円を超える金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た金額の5分の2に相当する金額（当該金額が当該納税義務者の前2条の規定を適用した場合の所得割の額の100分の20に相当する金額を超えるときは、当該100分の20に相当する金額）とする。</p> <p>(1)から(3)まで 省略</p>
<p>第21条の3から第150条まで 省略</p>	<p>第21条の3から第150条まで 省略</p>

3

付 則

第1条から第4条の4まで 省略

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第4条の5 平成30年度から平成34年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に自己または自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る特定一般用医薬品等購入費（租税特別措置法第41条の17の2第1項に規定する特定一般用医薬品等購入費をいう。）を支払った場合において当該所得割の納税義務者が前年中に健康の保持増進および疾病の予防への取組として施行令附則第4条の5第1項に規定する取組を行つているときにおける第19条の規定の適用については、同条中「第34条」とあるのは、「第34条（法附則第4条の4第1項の規定により読み替えて適用する場合（法第34条第1項第2号に係る部分に限る。）を含む。）」とする。

第5条から第5条の4まで 省略

第5条の4の2 平成22年度から平成45年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条または第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年までまたは平成21年から平成33年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、第1号に掲げる金額から第2号に掲げる金額を控除した金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）の5分の2に相当する金額（以下この項において「控除額」という。）を、当該納税義務者の第20条および第21条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該納税義務者の前年分の所得税に係る所得税法第89条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額および課税山林所得金額

付 則

第1条から第4条の4まで 省略

(特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例)

第4条の5 平成30年度から令和4年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に自己または自己と生計を一にする配偶者その他の親族に係る特定一般用医薬品等購入費（租税特別措置法第41条の17の2第1項に規定する特定一般用医薬品等購入費をいう。）を支払った場合において当該所得割の納税義務者が前年中に健康の保持増進および疾病の予防への取組として施行令附則第4条の5第1項に規定する取組を行つているときにおける第19条の規定の適用については、同条中「第34条」とあるのは、「第34条（法附則第4条の4第1項の規定により読み替えて適用する場合（法第34条第1項第2号に係る部分に限る。）を含む。）」とする。

第5条から第5条の4まで 省略

第5条の4の2 平成22年度から令和15年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第41条または第41条の2の2の規定の適用を受けた場合（居住年が平成11年から平成18年までまたは平成21年から令和3年までの各年である場合に限る。）において、前条第1項の規定の適用を受けないときは、第1号に掲げる金額から第2号に掲げる金額を控除した金額（当該金額が零を下回る場合には、零とする。）の5分の2に相当する金額（以下この項において「控除額」という。）を、当該納税義務者の第20条および第21条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該納税義務者の前年分の所得税に係る所得税法第89条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額および課税山林所得金額

の合計額の100分の2に相当する金額(当該金額が39,000円を超える場合には、39,000円。以下この項において「控除限度額」という。)を超えるときは、当該控除額は、当該控除限度額に相当する金額とする。

(1)および(2) 省略

2および3 省略

4 県民税の所得割の納税義務者が、居住年が平成26年から平成33年までであつて、かつ、租税特別措置法第41条第3項第2号に規定する特定取得に該当する同条第1項に規定する住宅の取得等に係る同項に規定する住宅借入金等の金額を有する場合における第1項の規定の適用については、同項中「100分の2」とあるのは「100分の2.8」と、「39,000円」とあるのは「54,600円」とする。

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第5条の5 第21条の2の規定の適用を受ける県民税の所得割の納税義務者が、同条第2項第2号もしくは第3号に掲げる場合に該当する場合または第20条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額および課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、付則第11条の2第1項、付則第12条第1項、付則第13条第1項、付則第14条第1項、付則第14条の2第1項、付則第14条の2の2第1項または付則第14条の4第1項の規定の適用を受けるときは、第21条の2第2項に規定する特例控除額は、同項第2号および第3号の規定にかかわらず、当該納税義務者が前年中に支出した同条第1項第1号に掲げる寄附金

の額の合計額のうち2,000円を超える金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合(当該各号に掲げる場合の2以上に該当するときは、当該各号に定める割合のうち最も低い割合)を乗じて得た金額の5分の2に相当する金額(当該金額が当該納税義務者の第20条および第21条の規定を適用した場合の所得割の額の100分の20に相当する金額を超えるときは、当該100分の20に相当する金額)とする。

の合計額の100分の2に相当する金額(当該金額が39,000円を超える場合には、39,000円。以下この項において「控除限度額」という。)を超えるときは、当該控除額は、当該控除限度額に相当する金額とする。

(1)および(2) 省略

2および3 省略

4 県民税の所得割の納税義務者が、居住年が平成26年から令和3年までであつて、かつ、租税特別措置法第41条第3項第2号に規定する特定取得に該当する同条第1項に規定する住宅の取得等に係る同項に規定する住宅借入金等の金額を有する場合における第1項の規定の適用については、同項中「100分の2」とあるのは「100分の2.8」と、「39,000円」とあるのは「54,600円」とする。

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第5条の5 第21条の2の規定の適用を受ける県民税の所得割の納税義務者が、同条第2項第2号もしくは第3号に掲げる場合に該当する場合または第20条第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額および課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、付則第11条の2第1項、付則第12条第1項、付則第13条第1項、付則第14条第1項、付則第14条の2第1項、付則第14条の2の2第1項または付則第14条の4第1項の規定の適用を受けるときは、第21条の2第2項に規定する特例控除額は、同項第2号および第3号の規定にかかわらず、当該納税義務者が前年中に支出した法第37条の2第2項に規定する特例控除対象寄附金

の額の合計額のうち2,000円を超える金額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合(当該各号に掲げる場合の2以上に該当するときは、当該各号に定める割合のうち最も低い割合)を乗じて得た金額の5分の2に相当する金額(当該金額が当該納税義務者の第20条および第21条の規定を適用した場合の所得割の額の100分の20に相当する金額を超えるときは、当該100分の20に相当する金額)とする。

(1)から(5)まで 省略

第5条の6 省略

(肉用牛の売却による事業所得に係る県民税の課税の特例)

第6条 昭和57年度から平成33年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第25条第1項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛が全て同項に規定する免税対象飼育牛（次項において「免税対象飼育牛」という。）である場合（その売却した肉用牛の頭数の合計が1,500頭以内である場合に限る。）において、法第45条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものおよびその時までに提出された法第45条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）にその肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る県民税の所得割の額として施行令附則第5条第1項に定める額を免除する。

2から4まで 省略

(個人の県民税の寄附金税額控除における申告の特例に係る申告特例控除額の控除)

第6条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に第21条の2第1項第1号に掲げる寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について法附則第7条第5項の規定による申告特例通知書の送付があつた場合においては、申告特例控除額を当該納税義務者の第21条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 省略

(1)から(5)まで 省略

第5条の6 省略

(肉用牛の売却による事業所得に係る県民税の課税の特例)

第6条 昭和57年度から令和3年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第25条第1項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛が全て同項に規定する免税対象飼育牛（次項において「免税対象飼育牛」という。）である場合（その売却した肉用牛の頭数の合計が1,500頭以内である場合に限る。）において、法第45条の2第1項の規定による申告書（その提出期限後において県民税の納税通知書が送達される時までに提出されたものおよびその時までに提出された法第45条の3第1項の確定申告書を含む。次項において同じ。）にその肉用牛の売却に係る租税特別措置法第25条第1項に規定する事業所得の明細に関する事項の記載があるとき（これらの申告書にその記載がないことについてやむを得ない理由があると市町長が認めるときを含む。次項において同じ。）は、当該事業所得に係る県民税の所得割の額として施行令附則第5条第1項に定める額を免除する。

2から4まで 省略

(個人の県民税の寄附金税額控除における申告の特例に係る申告特例控除額の控除)

第6条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に法第37条の2第2項に規定する特例控除対象寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について法附則第7条第5項の規定による申告特例通知書の送付があつた場合には、申告特例控除額を当該納税義務者の第21条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 省略

第7条から第7条の3まで 省略

(不動産取得税の新築家屋の取得の日等に係る特例)

第7条の4 独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社または家屋を新築して譲渡することを業とする者で施行令附則第6条の17第1項に規定するものが売り渡す新築の住宅に係る第39条第2項ただし書の規定の適用については、当該住宅の新築が平成10年10月1日から平成32年3月31日までの間に行われたときに限り、同項ただし書中「6月」とあるのは、「1年」とする。

2 土地が取得され、かつ、当該土地の上に第39条の12第1項に規定する特例適用住宅が新築された場合における同項および第39条の13第1項の規定の適用については、当該土地の取得が平成16年4月1日から平成32年3月31日までの間に行われたときに限り、第39条の12第1項第1号中「2年」とあるのは「3年（施行令附則第6条の17第2項に規定する場合には、4年）」と、第39条の13第1項中「2年以内、同条第2項第1号」とあるのは「3年（施行令附則第6条の17第2項に規定する場合には、4年）以内、前条第2項第1号」とする。

(不動産取得税の課税標準の特例)

第8条 農業経営基盤強化促進法第19条の規定による公告があつた農用地利用集積計画に基づき農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域内にある土地を取得した場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成21年4月1日から平成33年3月31日までの間に行われたときに限り、当該土地の価格の3分の1に相当する額（当該取得が他の土地との交換による取得である場合には、当該3分の1に相当する額または当該交換により失つた土地の固定資産課税台帳に登録された価格（当該交換により失つた土地の価格が固定資産課税台帳に登録されていない場合には、施行令附

第7条から第7条の3まで 省略

(不動産取得税の新築家屋の取得の日等に係る特例)

第7条の4 独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社または家屋を新築して譲渡することを業とする者で施行令附則第6条の17第1項に規定するものが売り渡す新築の住宅に係る第39条第2項ただし書の規定の適用については、当該住宅の新築が平成10年10月1日から令和2年3月31日までの間に行われたときに限り、同項ただし書中「6月」とあるのは、「1年」とする。

2 土地が取得され、かつ、当該土地の上に第39条の12第1項に規定する特例適用住宅が新築された場合における同項および第39条の13第1項の規定の適用については、当該土地の取得が平成16年4月1日から令和2年3月31日までの間に行われたときに限り、第39条の12第1項第1号中「2年」とあるのは「3年（施行令附則第6条の17第2項に規定する場合には、4年）」と、第39条の13第1項中「2年以内、同条第2項第1号」とあるのは「3年（施行令附則第6条の17第2項に規定する場合には、4年）以内、前条第2項第1号」とする。

(不動産取得税の課税標準の特例)

第8条 農業経営基盤強化促進法第19条の規定による公告があつた農用地利用集積計画に基づき農業振興地域の整備に関する法律第8条第2項第1号に規定する農用地区域内にある土地を取得した場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成21年4月1日から令和3年3月31日までの間に行われたときに限り、当該土地の価格の3分の1に相当する額（当該取得が他の土地との交換による取得である場合には、当該3分の1に相当する額または当該交換により失つた土地の固定資産課税台帳に登録された価格（当該交換により失つた土地の価格が固定資産課税台帳に登録されていない場合には、施行令附

則第7条第1項に定めるところにより、知事が法第388条第1項の固定資産評価基準により決定した価格)に相当する額のいずれか多い額)を価格から控除する。

2 資産の流動化に関する法律第2条第3項に規定する特定目的会社(同法第4条第1項の規定による届出を行ったものに限る。)で施行令附則第7条第3項に規定するものが同法第2条第4項に規定する資産流動化計画に基づき同条第1項に規定する特定資産のうち不動産(宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第2条第1号に掲げる宅地または建物をいう。以下この項から第4項までおよび第13項において同じ。)で施行令附則第7条第4項に規定するものを取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律(平成23年法律第83号。以下「平成23年改正法」という。)の施行の日の翌日から平成33年3月31日までの間に行われたときに限り、当該不動産の価格の5分の3に相当する額を価格から控除する。

3 投資信託及び投資法人に関する法律第3条に規定する信託会社等が、同法第2条第3項に規定する投資信託で施行令附則第7条第5項に規定するものの引受けにより、同法第4条第1項または第49条第1項に規定する投資信託約款に従い同法第2条第1項に規定する特定資産(次項において「特定資産」という。)のうち不動産で施行令附則第7条第6項に規定するものを取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成23年改正法の施行の日の翌日から平成33年3月31日までの間に行われたときに限り、当該不動産の価格の5分の3に相当する額を価格から控除する。

4 投資信託及び投資法人に関する法律第2条第12項に規定する投資法人(同法第187条の登録を受けたものに限る。)で施行令附則第7条第7項に規定するものが、同法第67条第1項に規定する規約に従い特定資産のうち不動産で施行令附則第7条第8項に規定するものを取得した場合における

則第7条第1項に定めるところにより、知事が法第388条第1項の固定資産評価基準により決定した価格)に相当する額のいずれか多い額)を価格から控除する。

2 資産の流動化に関する法律第2条第3項に規定する特定目的会社(同法第4条第1項の規定による届出を行ったものに限る。)で施行令附則第7条第3項に規定するものが同法第2条第4項に規定する資産流動化計画に基づき同条第1項に規定する特定資産のうち不動産(宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第2条第1号に掲げる宅地または建物をいう。以下この項から第4項までおよび第13項において同じ。)で施行令附則第7条第4項に規定するものを取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律(平成23年法律第83号。以下「平成23年改正法」という。)の施行の日の翌日から令和3年3月31日までの間に行われたときに限り、当該不動産の価格の5分の3に相当する額を価格から控除する。

3 投資信託及び投資法人に関する法律第3条に規定する信託会社等が、同法第2条第3項に規定する投資信託で施行令附則第7条第5項に規定するものの引受けにより、同法第4条第1項または第49条第1項に規定する投資信託約款に従い同法第2条第1項に規定する特定資産(次項において「特定資産」という。)のうち不動産で施行令附則第7条第6項に規定するものを取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成23年改正法の施行の日の翌日から令和3年3月31日までの間に行われたときに限り、当該不動産の価格の5分の3に相当する額を価格から控除する。

4 投資信託及び投資法人に関する法律第2条第12項に規定する投資法人(同法第187条の登録を受けたものに限る。)で施行令附則第7条第7項に規定するものが、同法第67条第1項に規定する規約に従い特定資産のうち不動産で施行令附則第7条第8項に規定するものを取得した場合における

当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成23年改正法の施行の日の翌日から平成33年3月31日までの間に行われたときに限り、当該不動産の価格の5分の3に相当する額を価格から控除する。

5 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第2条第5項に規定する選定事業者が同法第5条第2項第5号に規定する事業契約に従って実施する同法第2条第4項に規定する選定事業で施行令附則第7条第9項に規定するもの(法律の規定により同法第2条第3項第1号または第2号に掲げる者がその事務または事業として実施するものであることを当該者が証明したものに限る。)により同条第1項に規定する公共施設等(同項第3号に掲げる賃貸住宅(公営住宅を除く。)および同項第5号に掲げる施設を除く。)の用に供する家屋で施行令附則第7条第10項に規定するものを取得した場合における当該家屋の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成32年3月31日までの間に行われたときに限り、当該家屋の価格の2分の1に相当する額を価格から控除する。

6 都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第23条に規定する認定事業者が同法第24条第1項に規定する認定計画に基づき当該認定計画に係る事業区域の区域内において同法第25条に規定する認定事業の用に供する不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成27年4月1日から平成33年3月31日までの間に行われたときに限り、当該不動産の価格の5分の1(当該取得が都市再生特別措置法第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域の区域内において行われた場合には、当該不動産の価格の2分の1)に相当する額を価格から控除する。

7 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第2条第5項に規定する選定事業者が同法第5条第2項第5号に規定する事業契約に従って実施する同法第2条第4項に規定する選定事業により政府の補

当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成23年改正法の施行の日の翌日から令和3年3月31日までの間に行われたときに限り、当該不動産の価格の5分の3に相当する額を価格から控除する。

5 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)第2条第5項に規定する選定事業者が同法第5条第2項第5号に規定する事業契約に従って実施する同法第2条第4項に規定する選定事業で施行令附則第7条第9項に規定するもの(法律の規定により同法第2条第3項第1号または第2号に掲げる者がその事務または事業として実施するものであることを当該者が証明したものに限る。)により同条第1項に規定する公共施設等(同項第3号に掲げる賃貸住宅(公営住宅を除く。)および同項第5号に掲げる施設を除く。)の用に供する家屋で施行令附則第7条第10項に規定するものを取得した場合における当該家屋の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が令和2年3月31日までの間に行われたときに限り、当該家屋の価格の2分の1に相当する額を価格から控除する。

6 都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第23条に規定する認定事業者が同法第24条第1項に規定する認定計画に基づき当該認定計画に係る事業区域の区域内において同法第25条に規定する認定事業の用に供する不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成27年4月1日から令和3年3月31日までの間に行われたときに限り、当該不動産の価格の5分の1(当該取得が都市再生特別措置法第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域の区域内において行われた場合には、当該不動産の価格の2分の1)に相当する額を価格から控除する。

7 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第2条第5項に規定する選定事業者が同法第5条第2項第5号に規定する事業契約に従って実施する同法第2条第4項に規定する選定事業により政府の補

助で施行規則附則第3条の2の12第1項に規定するものを受けて国立大学
法人法（平成15年法律第112号）第2条第2項に規定する国立大学の校舎の
用に供する家屋で施行令附則第7条第11項に規定するものを取得した場合
における当該家屋の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定に
ついては、当該取得が平成32年3月31日までに行われたときに限り、当該
家屋の価格の2分の1に相当する額を価格から控除する。

8 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第10条
第2号に規定する認定長期優良住宅である住宅の新築を平成32年3月31日
までにした場合における第39条の2第1項の規定の適用については、同項
中「住宅の建築」とあるのは「長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平
成20年法律第87号）第10条第2号に規定する認定長期優良住宅である住宅
の新築」と、「については」とあるのは「については、当該取得が平成32
年3月31日までに行われたときに限り」と、「1,200万円」とあるのは「1,
300万円」とする。

9 公益社団法人または公益財団法人が文化財保護法（昭和25年法律第214
号）第71条第1項に規定する重要無形文化財の公演のための施設で施行令
附則第7条第12項に規定するものの用に供する不動産で同項に規定するも
のを取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税
の課税標準の算定については、当該取得が平成33年3月31日までに行われ
たときに限り、当該不動産の価格の2分の1に相当する額を価格から控除
する。

10 農業近代化資金融通法（昭和36年法律第202号）第2条第3項に規定する
農業近代化資金で施行令附則第7条第13項に規定するものの貸付けまたは
株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号）別表第1第8号もし
くは第9号の下欄に掲げる資金の貸付けを受けて、農林漁業経営の近代化
または合理化のための共同利用に供する施設で施行令附則第7条第14項に
規定するものを取得した場合における当該施設の取得に対して課する不動
産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成29年4月1日から

助で施行規則附則第3条の2の12第1項に規定するものを受けて国立大学
法人法（平成15年法律第112号）第2条第2項に規定する国立大学の校舎の
用に供する家屋で施行令附則第7条第11項に規定するものを取得した場合
における当該家屋の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定に
ついては、当該取得が令和2年3月31日までに行われたときに限り、当該
家屋の価格の2分の1に相当する額を価格から控除する。

8 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第10条
第2号に規定する認定長期優良住宅である住宅の新築を令和2年3月31日
までにした場合における第39条の2第1項の規定の適用については、同項
中「住宅の建築」とあるのは「長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平
成20年法律第87号）第10条第2号に規定する認定長期優良住宅である住宅
の新築」と、「については」とあるのは「については、当該取得が令和2
年3月31日までに行われたときに限り」と、「1,200万円」とあるのは「1,
300万円」とする。

9 公益社団法人または公益財団法人が文化財保護法（昭和25年法律第214
号）第71条第1項に規定する重要無形文化財の公演のための施設で施行令
附則第7条第12項に規定するものの用に供する不動産で同項に規定するも
のを取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税
の課税標準の算定については、当該取得が令和3年3月31日までに行われ
たときに限り、当該不動産の価格の2分の1に相当する額を価格から控除
する。

10 農業近代化資金融通法（昭和36年法律第202号）第2条第3項に規定する
農業近代化資金で施行令附則第7条第13項に規定するものの貸付けまたは
株式会社日本政策金融公庫法（平成19年法律第57号）別表第1第8号もし
くは第9号の下欄に掲げる資金の貸付けを受けて、農林漁業経営の近代化
または合理化のための共同利用に供する施設で施行令附則第7条第14項に
規定するものを取得した場合における当該施設の取得に対して課する不動
産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成29年4月1日から

平成33年3月31日までの間に行われたときに限り、価格に当該施設の取得価額に対する当該貸付けを受けた額の割合（当該割合が2分の1を超える場合には、2分の1）を乗じて得た額を価格から控除する。

11 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部または一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で施行令附則第7条第15項に規定するものの新築を平成33年3月31日までにした場合における第39条の2第1項の規定の適用については、同項中「住宅の建築」とあるのは「高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部または一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で施行令附則第7条第15項に規定するものの新築」と、「含むものとし、施行令第37条の16に定めるものに限る」とあるのは「含む」と、「1戸（共同住宅、寄宿舎その他これらに類する多数の人の居住の用に供する住宅（以下不動産取得税において「共同住宅等」という。）にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で施行令第37条の17に定めるもの）」とあるのは「当該取得が平成33年3月31日までの間に行われたときに限り、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で施行令附則第7条第16項に規定するもの」とする。

12 不動産特定共同事業法（平成6年法律第77号）第2条第7項に規定する小規模不動産特定共同事業者（第1号において「小規模不動産特定共同事業者」という。）、同条第9項に規定する特例事業者（以下この項において「特例事業者」という。）または同条第11項に規定する適格特例投資家限定事業者で施行規則附則第3条の2の16第1項に規定するもの（第2号において「特定適格特例投資家限定事業者」という。）が、同法第2条第3項に規定する不動産特定共同事業契約（同項第2号に掲げる契約のうち施行令附則第7条第17項に規定するものに限る。）に係る不動産取引の目

令和3年3月31日までの間に行われたときに限り、価格に当該施設の取得価額に対する当該貸付けを受けた額の割合（当該割合が2分の1を超える場合には、2分の1）を乗じて得た額を価格から控除する。

11 高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部または一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で施行令附則第7条第15項に規定するものの新築を令和3年3月31日までにした場合における第39条の2第1項の規定の適用については、同項中「住宅の建築」とあるのは「高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部または一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で施行令附則第7条第15項に規定するものの新築」と、「含むものとし、施行令第37条の16に定めるものに限る」とあるのは「含む」と、「1戸（共同住宅、寄宿舎その他これらに類する多数の人の居住の用に供する住宅（以下不動産取得税において「共同住宅等」という。）にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で施行令第37条の17に定めるもの）」とあるのは「当該取得が令和3年3月31日までの間に行われたときに限り、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で施行令附則第7条第16項に規定するもの」とする。

12 不動産特定共同事業法（平成6年法律第77号）第2条第7項に規定する小規模不動産特定共同事業者（第1号において「小規模不動産特定共同事業者」という。）、同条第9項に規定する特例事業者（以下この項において「特例事業者」という。）または同条第11項に規定する適格特例投資家限定事業者で施行規則附則第3条の2の16第1項に規定するもの（第2号において「特定適格特例投資家限定事業者」という。）が、同法第2条第3項に規定する不動産特定共同事業契約（同項第2号に掲げる契約のうち施行令附則第7条第17項に規定するものに限る。）に係る不動産取引の目

的となる不動産で次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定めるものを取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成31年4月1日から平成33年3月31日までの間に行われたときに限り、当該不動産の価格の2分の1に相当する額を価格から控除する。

(1)および(2) 省略

13 中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第4号に掲げるものをいう。）が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第12項に規定する薬局のうち患者が継続して利用するために必要な機能および個人の主体的な健康の保持増進への取組を積極的に支援する機能を有するものとして施行規則附則第3条の2の18第1項に規定するものの用に供する不動産で施行令附則第7条第21項に規定するものを取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成32年3月31日までに行為されたときに限り、当該不動産の価格の6分の1に相当する額を価格から控除する。

14 都市再生特別措置法第109条の6第2項第1号に規定する者が同法第109条の8の規定による公告があつた同法第109条の6第1項に規定する低未利用土地権利設定等促進計画に基づき同法第81条第1項に規定する立地適正化計画に記載された同条第10項に規定する低未利用土地権利設定等促進事業区域内にある同法第46条第17項に規定する低未利用土地のうち施行令附則第7条第22項に規定するものを取得した場合における当該低未利用土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成32年3月31日までに行為されたときに限り、当該低未利用土地の価格の5分の1に相当する額を価格から控除する。

15 租税特別措置法第10条第7項第6号に規定する中小事業者または同法第42条の4第8項第7号に規定する中小企業者が中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第14条第2項に規定する認定経営力向上計画（同法第1

的となる不動産で次の各号に掲げる者の区分に応じ当該各号に定めるものを取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成31年4月1日から令和3年3月31日までの間に行われたときに限り、当該不動産の価格の2分の1に相当する額を価格から控除する。

(1)および(2) 省略

13 中小企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第4号に掲げるものをいう。）が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第2条第12項に規定する薬局のうち患者が継続して利用するために必要な機能および個人の主体的な健康の保持増進への取組を積極的に支援する機能を有するものとして施行規則附則第3条の2の18第1項に規定するものの用に供する不動産で施行令附則第7条第21項に規定するものを取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が令和2年3月31日までに行為されたときに限り、当該不動産の価格の6分の1に相当する額を価格から控除する。

14 都市再生特別措置法第109条の6第2項第1号に規定する者が同法第109条の8の規定による公告があつた同法第109条の6第1項に規定する低未利用土地権利設定等促進計画に基づき同法第81条第1項に規定する立地適正化計画に記載された同条第10項に規定する低未利用土地権利設定等促進事業区域内にある同法第46条第17項に規定する低未利用土地のうち施行令附則第7条第22項に規定するものを取得した場合における当該低未利用土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が令和2年3月31日までに行為されたときに限り、当該低未利用土地の価格の5分の1に相当する額を価格から控除する。

15 租税特別措置法第10条第7項第6号に規定する中小事業者または同法第42条の4第8項第7号に規定する中小企業者が中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第14条第2項に規定する認定経営力向上計画（同法第1

3条第2項第3号に掲げる事項として同法第2条第10項第7号の事業の譲受けが記載されているものに限る。)に従つて行う当該事業の譲受けにより施行令附則第7条第23項に規定する不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成32年3月31日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の6分の1に相当する額を価格から控除する。

(住宅の取得および土地の取得に対する不動産取得税の税率の特例)

第8条の2 平成18年4月1日から平成33年3月31日までの間に住宅または土地の取得が行われた場合における不動産取得税の税率は、第39条の3の規定にかかわらず、100分の3とする。

2 省略

(不動産取得税の減額等)

第9条 心身障害者を多数雇用するものとして施行令附則第9条第1項に規定する事業所の事業主が障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第49条第1項第6号の助成金の支給を受けて、当該事業所の事業の用に供する施設で施行令附則第9条第2項に規定するものを取得した場合において、その者が当該施設の取得の日から引き続き3年以上当該施設を当該事業所の事業の用に供したときは、当該施設の取得に対して課する不動産取得税については、当該取得が平成31年4月1日から平成33年3月31日までの間に行われたときに限り、納税者の申請により、当該税額から価格の10分の1に相当する額に税率を乗じて得た額を減額する。

2 および 3 省略

4 高齢者の居住の安定確保に関する法律第7条第1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅(その全部または一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。)で施行令附則第9条の2第1項に規定するものの用に供する土地の取得を平成33年3月31日までにした場合における第39条の12第1項の規定の適用については、同項中「については」とあるのは「については、当該取得が平

3条第2項第3号に掲げる事項として同法第2条第10項第7号の事業の譲受けが記載されているものに限る。)に従つて行う当該事業の譲受けにより施行令附則第7条第23項に規定する不動産を取得した場合における当該不動産の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が令和2年3月31日までに行われたときに限り、当該不動産の価格の6分の1に相当する額を価格から控除する。

(住宅の取得および土地の取得に対する不動産取得税の税率の特例)

第8条の2 平成18年4月1日から令和3年3月31日までの間に住宅または土地の取得が行われた場合における不動産取得税の税率は、第39条の3の規定にかかわらず、100分の3とする。

2 省略

(不動産取得税の減額等)

第9条 心身障害者を多数雇用するものとして施行令附則第9条第1項に規定する事業所の事業主が障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第49条第1項第6号の助成金の支給を受けて、当該事業所の事業の用に供する施設で施行令附則第9条第2項に規定するものを取得した場合において、その者が当該施設の取得の日から引き続き3年以上当該施設を当該事業所の事業の用に供したときは、当該施設の取得に対して課する不動産取得税については、当該取得が平成31年4月1日から令和3年3月31日までの間に行われたときに限り、納税者の申請により、当該税額から価格の10分の1に相当する額に税率を乗じて得た額を減額する。

2 および 3 省略

4 高齢者の居住の安定確保に関する法律第7条第1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅(その全部または一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。)で施行令附則第9条の2第1項に規定するものの用に供する土地の取得を令和3年3月31日までにした場合における第39条の12第1項の規定の適用については、同項中「については」とあるのは「については、当該取得が令

成33年3月31日までに行われたときに限り」と、「住宅（施行令第39条の2の3第1項に規定する住宅に限る。以下この条において「特例適用住宅」という。）1戸（共同住宅等にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で同条第2項に規定するもの）」とあるのは「高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部または一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で施行令附則第9条の2第1項に規定するもの（以下この項において「特例適用サービス付き高齢者向け住宅」という。）の居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で同条第2項に規定するもの」と、同項各号中「特例適用住宅」とあるのは「特例適用サービス付き高齢者向け住宅」とする。

5 宅地建物取引業法第2条第3号に規定する宅地建物取引業者（以下この条において「宅地建物取引業者」という。）が改修工事対象住宅（新築された日から10年以上を経過した住宅（共同住宅等にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分をいう。）であつて、まだ人の居住の用に供されたことのない住宅以外のものをいう。以下この条において同じ。）を取得した場合において、当該宅地建物取引業者が、当該改修工事対象住宅を取得した日から2年以内に、当該改修工事対象住宅について安全性、耐久性、快適性、エネルギーの使用の効率性その他の品質または性能の向上に資する改修工事で施行令附則第9条の3第1項に規定するもの（以下この項および第8項において「住宅性能向上改修工事」という。）を行つた後、当該住宅性能向上改修工事を行つた当該改修工事対象住宅で施行令附則第9条の3第2項に規定するもの（以下この項、次項および第8項において「住宅性能向上改修住宅」という。）を個人に対し譲渡し、当該個人が当該住宅性能向上改修住宅をその者の居住の用に供したときは、当該宅地建物取引業者による当該改修工事対象住宅の取得に対して課する不動産取得税については、当該取得が平成33年3月31日までの間に行

和3年3月31日までに行われたときに限り」と、「住宅（施行令第39条の2の3第1項に規定する住宅に限る。以下この条において「特例適用住宅」という。）1戸（共同住宅等にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で同条第2項に規定するもの）」とあるのは「高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）第7条第1項の登録を受けた同法第5条第1項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅（その全部または一部が専ら住居として貸家の用に供される家屋をいう。）で施行令附則第9条の2第1項に規定するもの（以下この項において「特例適用サービス付き高齢者向け住宅」という。）の居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で同条第2項に規定するもの」と、同項各号中「特例適用住宅」とあるのは「特例適用サービス付き高齢者向け住宅」とする。

5 宅地建物取引業法第2条第3号に規定する宅地建物取引業者（以下この条において「宅地建物取引業者」という。）が改修工事対象住宅（新築された日から10年以上を経過した住宅（共同住宅等にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分をいう。）であつて、まだ人の居住の用に供されたことのない住宅以外のものをいう。以下この条において同じ。）を取得した場合において、当該宅地建物取引業者が、当該改修工事対象住宅を取得した日から2年以内に、当該改修工事対象住宅について安全性、耐久性、快適性、エネルギーの使用の効率性その他の品質または性能の向上に資する改修工事で施行令附則第9条の3第1項に規定するもの（以下この項および第8項において「住宅性能向上改修工事」という。）を行つた後、当該住宅性能向上改修工事を行つた当該改修工事対象住宅で施行令附則第9条の3第2項に規定するもの（以下この項、次項および第8項において「住宅性能向上改修住宅」という。）を個人に対し譲渡し、当該個人が当該住宅性能向上改修住宅をその者の居住の用に供したときは、当該宅地建物取引業者による当該改修工事対象住宅の取得に対して課する不動産取得税については、当該取得が令和3年3月31日までの間に行

われたときに限り、当該税額から当該改修工事対象住宅が新築された時において施行されていた第39条の2第1項の規定により控除するものとされていた額に税率を乗じて得た額を減額する。

6および7 省略

8 宅地建物取引業者が改修工事対象住宅の敷地の用に供する土地（当該改修工事対象住宅とともに取得したものに限る。以下この条において「改修工事対象住宅用地」という。）を取得した場合において、当該宅地建物取引業者が、当該改修工事対象住宅用地を取得した日から2年以内に、当該改修工事対象住宅について住宅性能向上改修工事を行った後、当該住宅性能向上改修住宅で施行令附則第9条の4に規定するもの（以下この項において「特定住宅性能向上改修住宅」という。）の敷地の用に供する土地を個人に対し譲渡し、当該個人が当該特定住宅性能向上改修住宅をその者の居住の用に供したときは、当該宅地建物取引業者による当該改修工事対象住宅用地の取得に対して課する不動産取得税については、当該取得が平成33年3月31日までに行われたときに限り、当該税額から150万円（当該改修工事対象住宅用地に係る不動産取得税の課税標準となるべき価格を当該土地の面積の平方メートルで表した数値で除して得た額に当該改修工事対象住宅用地の上にある改修工事対象住宅1戸（共同住宅等にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分）についてその床面積の2倍の面積の平方メートルで表した数値（当該数値が200を超える場合には、200とする。）を乗じて得た金額が150万円を超えるときは、当該乗じて得た金額）に税率を乗じて得た額を減額する。

9および10 省略

（宅地評価土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の特例）

第9条の2 宅地評価土地（宅地および宅地比準土地（宅地以外の土地で当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準となるべき価格が、当該土地とその状況が類似する宅地の不動産取得税の課税標準とされる価格に比準する価格により決定されるものをいう。）をいう。第3項におい

われたときに限り、当該税額から当該改修工事対象住宅が新築された時において施行されていた第39条の2第1項の規定により控除するものとされていた額に税率を乗じて得た額を減額する。

6および7 省略

8 宅地建物取引業者が改修工事対象住宅の敷地の用に供する土地（当該改修工事対象住宅とともに取得したものに限る。以下この条において「改修工事対象住宅用地」という。）を取得した場合において、当該宅地建物取引業者が、当該改修工事対象住宅用地を取得した日から2年以内に、当該改修工事対象住宅について住宅性能向上改修工事を行った後、当該住宅性能向上改修住宅で施行令附則第9条の4に規定するもの（以下この項において「特定住宅性能向上改修住宅」という。）の敷地の用に供する土地を個人に対し譲渡し、当該個人が当該特定住宅性能向上改修住宅をその者の居住の用に供したときは、当該宅地建物取引業者による当該改修工事対象住宅用地の取得に対して課する不動産取得税については、当該取得が令和3年3月31日までに行われたときに限り、当該税額から150万円（当該改修工事対象住宅用地に係る不動産取得税の課税標準となるべき価格を当該土地の面積の平方メートルで表した数値で除して得た額に当該改修工事対象住宅用地の上にある改修工事対象住宅1戸（共同住宅等にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分）についてその床面積の2倍の面積の平方メートルで表した数値（当該数値が200を超える場合には、200とする。）を乗じて得た金額が150万円を超えるときは、当該乗じて得た金額）に税率を乗じて得た額を減額する。

9および10 省略

（宅地評価土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の特例）

第9条の2 宅地評価土地（宅地および宅地比準土地（宅地以外の土地で当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準となるべき価格が、当該土地とその状況が類似する宅地の不動産取得税の課税標準とされる価格に比準する価格により決定されるものをいう。）をいう。第3項におい

て同じ。)を取得した場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準は、第39条第1項の規定にかかわらず、当該取得が平成18年1月1日から平成33年3月31日までの間に行われた場合に限り、当該土地の価格の2分の1の額とする。

2 省略

3 平成18年4月1日から平成33年3月31日までの間において、第39条の2第9項に規定する被収用不動産等を収用されもしくは譲渡した場合、同条第11項に規定する従前の不動産について受けた同項各号に掲げる清算金もしくは補償金に応じ当該各号に定める日がある場合、同条第12項に規定する交換分合により失った土地に係る交換分合計画の公告があつた場合、第39条の16第1項に規定する被収用不動産等を収用されもしくは譲渡した場合または付則第8条第1項に規定する交換により土地が失われた場合において、これらの規定に規定する固定資産課税台帳に登録された価格(当該価格が登録されていない場合には、知事が固定資産評価基準により決定した価格)中に宅地評価土地の価格があるときにおける第39条の2第9項、第11項および第12項、第39条の16第1項ならびに付則第8条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

省略	
----	--

第9条の3から第10条まで 省略

(自動車取得税の税率の特例)

第10条の2 省略

2 ガソリン自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、充電機能付電力併用自動車(電力併用自動車(内燃機関を有する自動車)と併せて電気その他の総務省令で定めるものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止

て同じ。)を取得した場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準は、第39条第1項の規定にかかわらず、当該取得が平成18年1月1日から令和3年3月31日までの間に行われた場合に限り、当該土地の価格の2分の1の額とする。

2 省略

3 平成18年4月1日から令和3年3月31日までの間において、第39条の2第9項に規定する被収用不動産等を収用されもしくは譲渡した場合、同条第11項に規定する従前の不動産について受けた同項各号に掲げる清算金もしくは補償金に応じ当該各号に定める日がある場合、同条第12項に規定する交換分合により失った土地に係る交換分合計画の公告があつた場合、第39条の16第1項に規定する被収用不動産等を収用されもしくは譲渡した場合または付則第8条第1項に規定する交換により土地が失われた場合において、これらの規定に規定する固定資産課税台帳に登録された価格(当該価格が登録されていない場合には、知事が固定資産評価基準により決定した価格)中に宅地評価土地の価格があるときにおける第39条の2第9項、第11項および第12項、第39条の16第1項ならびに付則第8条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

省略	
----	--

第9条の3から第10条まで 省略

(自動車取得税の税率の特例)

第10条の2 省略

2 ガソリン自動車(ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、充電機能付電力併用自動車(電力併用自動車(内燃機関を有する自動車)と併せて電気その他の総務省令で定めるものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止

法（昭和43年法律第97号）第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので総務省令で定めるものをいう。付則第10条の2の3において同じ。）のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので総務省令で定めるものをいう。以下この条および付則第10条の2の3第1項において同じ。）に該当するものを除く。以下この条および付則第10条の2の3において同じ。）（車両総重量が2.5トン以下のバスまたはトラックであつて、次の各号のいずれにも該当するもので総務省令で定めるものに限る。）で初めて新規登録等（道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録または同法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（同項に規定する検査対象軽自動車に係るものに限る。）をいう。以下この条および付則第10条の2の3において同じ。）を受けるものの取得（付則第10条の2の3第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年9月30日までに行われたときに限り、第45条および前項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条または前項に定める率に100分の20を乗じて得た率とする。

(1)および(2) 省略

3 次に掲げる自動車であつて初めて新規登録等を受けるものの取得（前項または付則第10条の2の3第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年9月30日までに行われたときに限り、第45条および第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条または第1項に定める率に100分の25を乗じて得た率とする。

(1)および(2) 省略

4 ガソリン自動車（車両総重量が2.5トン以下のバスまたはトラックであつて、次の各号のいずれにも該当するもので総務省令で定めるものに限る。）

法（昭和43年法律第97号）第2条第16項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので総務省令で定めるものをいう。付則第10条の2の3において同じ。）のうち、動力源として用いる電気を外部から充電する機能を備えているもので総務省令で定めるものをいう。以下この条および付則第10条の2の3第1項において同じ。）に該当するものを除く。以下この条および付則第10条の2の3において同じ。）（車両総重量が2.5トン以下のバスまたはトラックであつて、次の各号のいずれにも該当するもので総務省令で定めるものに限る。）で初めて新規登録等（道路運送車両法第7条第1項に規定する新規登録または同法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（同項に規定する検査対象軽自動車に係るものに限る。）をいう。以下この条および付則第10条の2の3において同じ。）を受けるものの取得（付則第10条の2の3第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が令和元年9月30日までに行われたときに限り、第45条および前項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条または前項に定める率に100分の20を乗じて得た率とする。

(1)および(2) 省略

3 次に掲げる自動車であつて初めて新規登録等を受けるものの取得（前項または付則第10条の2の3第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が令和元年9月30日までに行われたときに限り、第45条および第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条または第1項に定める率に100分の25を乗じて得た率とする。

(1)および(2) 省略

4 ガソリン自動車（車両総重量が2.5トン以下のバスまたはトラックであつて、次の各号のいずれにも該当するもので総務省令で定めるものに限る。）

で初めて新規登録等を受けるものの取得（前2項または付則第10条の2の3第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年9月30日までに行われたときに限り、第45条および第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条または第1項に定める率に100分の40を乗じて得た率とする。

(1)および(2) 省略

5 次に掲げる自動車ですべて初めて新規登録等を受けるものの取得（前3項または付則第10条の2の3第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年9月30日までに行われたときに限り、第45条および第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条または第1項に定める率に100分の50を乗じて得た率とする。

(1)から(3)まで 省略

6 ガソリン自動車(車両総重量が2.5トン以下のバスまたはトラックであつて、次の各号のいずれにも該当するもので総務省令で定めるものに限る。)で初めて新規登録等を受けるものの取得（第2項から前項までまたは付則第10条の2の3第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年9月30日までに行われたときに限り、第45条および第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条または第1項に定める率に100分の60を乗じて得た率とする。

(1)および(2) 省略

7 次に掲げる自動車ですべて初めて新規登録等を受けるものの取得（第2項から前項までまたは付則第10条の2の3第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、

で初めて新規登録等を受けるものの取得（前2項または付則第10条の2の3第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が令和元年9月30日までに行われたときに限り、第45条および第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条または第1項に定める率に100分の40を乗じて得た率とする。

(1)および(2) 省略

5 次に掲げる自動車ですべて初めて新規登録等を受けるものの取得（前3項または付則第10条の2の3第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が令和元年9月30日までに行われたときに限り、第45条および第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条または第1項に定める率に100分の50を乗じて得た率とする。

(1)から(3)まで 省略

6 ガソリン自動車(車両総重量が2.5トン以下のバスまたはトラックであつて、次の各号のいずれにも該当するもので総務省令で定めるものに限る。)で初めて新規登録等を受けるものの取得（第2項から前項までまたは付則第10条の2の3第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が令和元年9月30日までに行われたときに限り、第45条および第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条または第1項に定める率に100分の60を乗じて得た率とする。

(1)および(2) 省略

7 次に掲げる自動車ですべて初めて新規登録等を受けるものの取得（第2項から前項までまたは付則第10条の2の3第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、

当該取得が平成31年9月30日までに行われたときに限り、第45条および第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条または第1項に定める率に100分の75を乗じて得た率とする。

(1)および(2) 省略

8 次に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（第2項から前項までまたは付則第10条の2の3第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成31年9月30日までに行われたときに限り、第45条および第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条または第1項に定める率に100分の80を乗じて得た率とする。

(1)および(2) 省略

（自動車取得税の免税点の特例）

第10条の2の2 自動車の取得が平成31年9月30日までに行われた場合における第46条の規定の適用については、同条中「15万円」とあるのは、「50万円」とする。

（自動車取得税の課税標準の特例）

第10条の2の3 次に掲げる自動車（以下この項において「第1種環境対応車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第1種環境対応車の取得に係る第44条第1項の規定の適用については、当該取得が平成31年9月30日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から45万円を控除して得た額」とする。

(1)から(7)まで 省略

2 次に掲げる自動車（以下この項において「第2種環境対応車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第2種環境対応車の取得に係る第44条第1項の規定の適用については、当該取得が平成31年9月30日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から35

当該取得が令和元年9月30日までに行われたときに限り、第45条および第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条または第1項に定める率に100分の75を乗じて得た率とする。

(1)および(2) 省略

8 次に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得（第2項から前項までまたは付則第10条の2の3第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が令和元年9月30日までに行われたときに限り、第45条および第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条または第1項に定める率に100分の80を乗じて得た率とする。

(1)および(2) 省略

（自動車取得税の免税点の特例）

第10条の2の2 自動車の取得が令和元年9月30日までに行われた場合における第46条の規定の適用については、同条中「15万円」とあるのは、「50万円」とする。

（自動車取得税の課税標準の特例）

第10条の2の3 次に掲げる自動車（以下この項において「第1種環境対応車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第1種環境対応車の取得に係る第44条第1項の規定の適用については、当該取得が令和元年9月30日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から45万円を控除して得た額」とする。

(1)から(7)まで 省略

2 次に掲げる自動車（以下この項において「第2種環境対応車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第2種環境対応車の取得に係る第44条第1項の規定の適用については、当該取得が令和元年9月30日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から35

万円を控除して得た額」とする。

(1)から(4)まで 省略

3 次に掲げる自動車（以下この項において「第3種環境対応車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第3種環境対応車の取得に係る第44条第1項の規定の適用については、当該取得が平成31年9月30日までに
行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から25万円を控除して得た額」とする。

(1)から(4)まで 省略

4 次に掲げる自動車（以下この項において「第4種環境対応車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第4種環境対応車の取得に係る第44条第1項の規定の適用については、当該取得が平成31年9月30日までに
行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から15万円を控除して得た額」とする。

(1)から(5)まで 省略

5 次に掲げる自動車（以下この項において「第5種環境対応車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第5種環境対応車の取得に係る第44条第1項の規定の適用については、当該取得が平成31年9月30日までに
行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から5万円を控除して得た額」とする。

(1)から(3)まで 省略

6 道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が同法第5条第1項第3号に規定する路線定期運行の用に供する自動車または同法第3条第1号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する自動車（次項において「路線バス等」という。）のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつて乗降口から車椅子を固定することができる設備までの通路に段がないもの（施行規則附則第4条の6の2第1項に規定するものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第44条第1項の規定の適用については、当該

万円を控除して得た額」とする。

(1)から(4)まで 省略

3 次に掲げる自動車（以下この項において「第3種環境対応車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第3種環境対応車の取得に係る第44条第1項の規定の適用については、当該取得が令和元年9月30日までに
行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から25万円を控除して得た額」とする。

(1)から(4)まで 省略

4 次に掲げる自動車（以下この項において「第4種環境対応車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第4種環境対応車の取得に係る第44条第1項の規定の適用については、当該取得が令和元年9月30日までに
行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から15万円を控除して得た額」とする。

(1)から(5)まで 省略

5 次に掲げる自動車（以下この項において「第5種環境対応車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の第5種環境対応車の取得に係る第44条第1項の規定の適用については、当該取得が令和元年9月30日までに
行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から5万円を控除して得た額」とする。

(1)から(3)まで 省略

6 道路運送法第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が同法第5条第1項第3号に規定する路線定期運行の用に供する自動車または同法第3条第1号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する自動車（次項において「路線バス等」という。）のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつて乗降口から車椅子を固定することができる設備までの通路に段がないもの（施行規則附則第4条の6の2第1項に規定するものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第44条第1項の規定の適用については、当該

取得が平成31年9月30日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から1,000万円を控除して得た額」とする。

(1) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第3条第1項に規定する基本方針（次項および第8項において「基本方針」という。）に平成32年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。

(2) 省略

7 路線バス等のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつて車椅子を使用したまま円滑に乗降するための昇降機を備えるもの（施行規則附則第4条の6の2第3項に規定するものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第44条第1項の規定の適用については、当該取得が平成31年9月30日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から650万円（乗車定員30人未満の付則第10条の2の3第7項に規定する路線バス等にあつては、200万円）を控除して得た額」とする。

(1) 基本方針に平成32年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。

(2) 省略

8 道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を経営する者がその事業の用に供する乗用車のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつてその構造および設備が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第2条第1号に規定する高齢者、障害者等（第3号において「高齢者、障害者等」という。）の移動上の利便性を特に向上させるもの（施行規則附則第4条の6の2第5項に規定するものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第44条第1項の規定の適用については、当該取得が平成31年9月30日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から100万円を控除して得た額」とする。

取得が令和元年9月30日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から1,000万円を控除して得た額」とする。

(1) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第3条第1項に規定する基本方針（次項および第8項において「基本方針」という。）に令和2年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。

(2) 省略

7 路線バス等のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつて車椅子を使用したまま円滑に乗降するための昇降機を備えるもの（施行規則附則第4条の6の2第3項に規定するものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第44条第1項の規定の適用については、当該取得が令和元年9月30日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から650万円（乗車定員30人未満の付則第10条の2の3第7項に規定する路線バス等にあつては、200万円）を控除して得た額」とする。

(1) 基本方針に令和2年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。

(2) 省略

8 道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を経営する者がその事業の用に供する乗用車のうち、次の各号のいずれにも該当するものであつてその構造および設備が高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第2条第1号に規定する高齢者、障害者等（第3号において「高齢者、障害者等」という。）の移動上の利便性を特に向上させるもの（施行規則附則第4条の6の2第5項に規定するものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第44条第1項の規定の適用については、当該取得が令和元年9月30日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から100万円を控除して得た額」とする。

(1) 基本方針に平成32年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。

(2)および(3) 省略

9 次に掲げる自動車のうち、横滑りおよび転覆に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項から第11項までにおいて「車両安定性制御装置」という。）、衝突に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項から第11項までにおいて「衝突被害軽減制動制御装置」という。）または車線からの逸脱に対する安全性の向上を図るための装置（以下この条において「車線逸脱警報装置」という。）のいずれか2以上を備えるもの（施行規則附則第4条の6の2第7項に規定するものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第44条第1項の規定の適用については、当該取得が平成31年9月30日までにに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から525万円を控除して得た額」とする。

(1)から(3)まで 省略

10 車両総重量が8トンを超え20トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、同条の規定により平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準および同条の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するもののうち、車両安定性制御装置、衝突被害軽減制動制御装置および車線逸脱警報装置を備えるもの（施行規則附則第4条の6の2第14項に規定するものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第44条第1項の規定の適用については、当該取得が平成30年1月1日から平成31年9月30日までにに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から350万円を控除して得た額」とする。

11 次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置または衝突被害軽減制動制御装置のいずれかを備えるもの（施行規則附則第4条の6の2第16項に

(1) 基本方針に令和2年度までに導入する台数が目標として定められた自動車に該当するものであること。

(2)および(3) 省略

9 次に掲げる自動車のうち、横滑りおよび転覆に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項から第11項までにおいて「車両安定性制御装置」という。）、衝突に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項から第11項までにおいて「衝突被害軽減制動制御装置」という。）または車線からの逸脱に対する安全性の向上を図るための装置（以下この条において「車線逸脱警報装置」という。）のいずれか2以上を備えるもの（施行規則附則第4条の6の2第7項に規定するものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第44条第1項の規定の適用については、当該取得が令和元年9月30日までにに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から525万円を控除して得た額」とする。

(1)から(3)まで 省略

10 車両総重量が8トンを超え20トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準、同条の規定により平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準および同条の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準のいずれにも適合するもののうち、車両安定性制御装置、衝突被害軽減制動制御装置および車線逸脱警報装置を備えるもの（施行規則附則第4条の6の2第14項に規定するものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第44条第1項の規定の適用については、当該取得が平成30年1月1日から令和元年9月30日までにに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から350万円を控除して得た額」とする。

11 次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置または衝突被害軽減制動制御装置のいずれかを備えるもの（施行規則附則第4条の6の2第16項に

規定するものに限る。)で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第44条第1項の規定の適用については、当該取得が平成31年9月30日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から350万円を控除して得た額」とする。

(1)から(3)まで 省略

12 バス等または車両総重量が3.5トンを超え8トン以下のトラックもしくは車両総重量が20トンを超え22トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第41条の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準に適合するもののうち、車線逸脱警報装置を備えるもの(施行規則附則第4条の6の2第17項に規定するものに限る。)で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第44条第1項の規定の適用については、当該取得が平成31年9月30日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から175万円を控除して得た額」とする。

13 省略

第10条の2の4および第10条の2の5 省略

(軽油引取税の課税免除の特例)

第10条の2の6 平成33年3月31日までに行われる軽油の引取りに関して、次の表の左欄に掲げる者がそれぞれ同表の右欄に掲げる用途に供する軽油の引取りに対しては、第54条第1項および第2項の規定にかかわらず、法附則第12条の2の7第2項において読み替えて準用する法第144条の21第1項の規定による免税証の交付があつた場合または法附則第12条の2の7第2項において読み替えて準用する法第144条の31第4項もしくは第5項の規定による知事もしくは他の道府県知事の承認があつた場合に限り、軽油引取税を課さない。

省略

規定するものに限る。)で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第44条第1項の規定の適用については、当該取得が令和元年9月30日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から350万円を控除して得た額」とする。

(1)から(3)まで 省略

12 バス等または車両総重量が3.5トンを超え8トン以下のトラックもしくは車両総重量が20トンを超え22トン以下のトラックであつて、道路運送車両法第41条の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線逸脱警報装置に係る保安基準に適合するもののうち、車線逸脱警報装置を備えるもの(施行規則附則第4条の6の2第17項に規定するものに限る。)で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第44条第1項の規定の適用については、当該取得が令和元年9月30日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から175万円を控除して得た額」とする。

13 省略

第10条の2の4および第10条の2の5 省略

(軽油引取税の課税免除の特例)

第10条の2の6 令和3年3月31日までに行われる軽油の引取りに関して、次の表の左欄に掲げる者がそれぞれ同表の右欄に掲げる用途に供する軽油の引取りに対しては、第54条第1項および第2項の規定にかかわらず、法附則第12条の2の7第2項において読み替えて準用する法第144条の21第1項の規定による免税証の交付があつた場合または法附則第12条の2の7第2項において読み替えて準用する法第144条の31第4項もしくは第5項の規定による知事もしくは他の道府県知事の承認があつた場合に限り、軽油引取税を課さない。

省略

2 および 3 省略

4 自衛隊の船舶の動力源の用に供する軽油の引取りを行つた自衛隊の船舶の使用者が、平成33年3月31日までに次に掲げる規定により当該引取りに係る軽油を譲渡する場合には、当該軽油の譲渡については、前項の規定により読み替えられた第55条第1項（第3号に係る部分に限る。）および同条第5項の規定にかかわらず、軽油引取税を課さない。

(1)から(3)まで 省略

5 自衛隊の船舶の動力源の用に供する軽油の引取りを行つた当該自衛隊の船舶の使用者が、我が国と我が国以外の締約国との間の物品または役務の相互の提供に関する条約その他の国際約束で施行令附則第10条の2の2第11項に規定するものに基づき、平成33年3月31日までに当該引取りに係る軽油を当該締約国の軍隊の船舶の動力源の用に供するため譲渡する場合には、前項の規定の適用があるときを除き、当該軽油の譲渡については、第3項の規定により読み替えられた第55条第1項（第3号に係る部分に限る。）および同条第5項の規定にかかわらず、軽油引取税を課さない。

第10条の2の7および第10条の2の8 省略

(自動車税の税率の特例)

第10条の3 次の各号に掲げる自動車（電気自動車（電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないものをいう。次項第1号において同じ。））、天然ガス自動車（専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車）で施行規則附則第5条第1項に規定するものをいう。次項第2号において同じ。））、メタノール自動車（専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車）で施行規則附則第5条第2項に規定するものをいう。））、混合メタノール自動車（メタノールとメタノール以外のものとの混合物で同条第3項に規定するものを内燃機関の燃料として用いる自動車）で同条第2項に規定するものをいう。）およびガソリンを内燃機関の燃料として用いる

2 および 3 省略

4 自衛隊の船舶の動力源の用に供する軽油の引取りを行つた自衛隊の船舶の使用者が、令和3年3月31日までに次に掲げる規定により当該引取りに係る軽油を譲渡する場合には、当該軽油の譲渡については、前項の規定により読み替えられた第55条第1項（第3号に係る部分に限る。）および同条第5項の規定にかかわらず、軽油引取税を課さない。

(1)から(3)まで 省略

5 自衛隊の船舶の動力源の用に供する軽油の引取りを行つた当該自衛隊の船舶の使用者が、我が国と我が国以外の締約国との間の物品または役務の相互の提供に関する条約その他の国際約束で施行令附則第10条の2の2第11項に規定するものに基づき、令和3年3月31日までに当該引取りに係る軽油を当該締約国の軍隊の船舶の動力源の用に供するため譲渡する場合には、前項の規定の適用があるときを除き、当該軽油の譲渡については、第3項の規定により読み替えられた第55条第1項（第3号に係る部分に限る。）および同条第5項の規定にかかわらず、軽油引取税を課さない。

第10条の2の7および第10条の2の8 省略

(自動車税の税率の特例)

第10条の3 次の各号に掲げる自動車（電気自動車（電気を動力源とする自動車で内燃機関を有しないものをいう。次項第1号において同じ。））、天然ガス自動車（専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車）で施行規則附則第5条第1項に規定するものをいう。次項第2号において同じ。））、メタノール自動車（専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車）で施行規則附則第5条第2項に規定するものをいう。））、混合メタノール自動車（メタノールとメタノール以外のものとの混合物で同条第3項に規定するものを内燃機関の燃料として用いる自動車）で同条第2項に規定するものをいう。）およびガソリンを内燃機関の燃料として用いる

電力併用自動車（内燃機関を有する自動車で併せて施行規則附則第5条第4項に規定するものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第14項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので施行規則附則第5条第5項に規定するものをいう。次項第3号において同じ。）ならびにバス（一般乗合用のものに限る。）および被けん引自動車を除く。）に対する平成31年度分の自動車税に係る第61条第1項から第3項までの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(1)および(2) 省略

2 次に掲げる自動車に対する第61条第1項から第3項までの規定の適用については、当該自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成30年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成31年度分の自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(1)から(5)まで 省略

3 エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年窒素酸化物排出許容限度の2分の1を超えないもので施行規則附則第5条の2第15項に規定するものまたは窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので施行規則附則第5条の2第16項に規定するもの（前項の規定の適用を受ける自動車を除く。）に対する第61条第1項から第3項までの規定の適用については、当該自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成30年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成31年度分の

電力併用自動車（内燃機関を有する自動車で併せて施行規則附則第5条第4項に規定するものを動力源として用いるものであつて、廃エネルギーを回収する機能を備えていることにより大気汚染防止法第2条第14項に規定する自動車排出ガスの排出の抑制に資するもので施行規則附則第5条第5項に規定するものをいう。次項第3号において同じ。）ならびにバス（一般乗合用のものに限る。）および被けん引自動車を除く。）に対する令和元年度分の自動車税に係る第61条第1項から第3項までの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(1)および(2) 省略

2 次に掲げる自動車に対する第61条第1項から第3項までの規定の適用については、当該自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成30年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合には令和元年度分の自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

(1)から(5)まで 省略

3 エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年窒素酸化物排出許容限度の2分の1を超えないもので施行規則附則第5条の2第15項に規定するものまたは窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので施行規則附則第5条の2第16項に規定するもの（前項の規定の適用を受ける自動車を除く。）に対する第61条第1項から第3項までの規定の適用については、当該自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成30年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合には令和元年度分の

自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

省略

第10条の3の2 省略

(狩猟税の課税免除)

第10条の4 県内の市町に所属する対象鳥獣捕獲員（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。次項および次条において「鳥獣被害防止特措法」という。）第9条第6項の規定により読み替えられた鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（次項および次条において「鳥獣保護管理法」という。）第56条に規定する対象鳥獣捕獲員をいう。）に係る狩猟者の登録が、平成27年4月1日から平成36年3月31日までの間に行われた場合には、第139条第1項の規定にかかわらず、当該対象鳥獣捕獲員に対しては、狩猟税を課さない。

2 認定鳥獣捕獲等事業者（鳥獣保護管理法第18条の5第2項第1号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者をいう。次条第2項において同じ。）が、県の区域を対象として鳥獣保護管理法第9条第1項（鳥獣被害防止特措法第6条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。次条第1項において同じ。）の規定による許可を受け、または鳥獣保護管理法第14条の2第9項の規定により鳥獣保護管理法第9条第1項の規定による許可を受けた者とみなされた場合において、同条第8項（鳥獣保護管理法第14条の2第9項または鳥獣被害防止特措法第6条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。次条第2項において同じ。）に規定する従事者証（次条第2項において「従事者証」という。）の交付を受けた当該認定鳥獣捕獲等事業者の従事者に係る狩猟者の登録が、平成27年5月29日から平成36年3月31日までの間に行われたときは、第139条第1項の規定にかかわら

自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

省略

第10条の3の2 省略

(狩猟税の課税免除)

第10条の4 県内の市町に所属する対象鳥獣捕獲員（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。次項および次条において「鳥獣被害防止特措法」という。）第9条第6項の規定により読み替えられた鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（次項および次条において「鳥獣保護管理法」という。）第56条に規定する対象鳥獣捕獲員をいう。）に係る狩猟者の登録が、平成27年4月1日から令和6年3月31日までの間に行われた場合には、第139条第1項の規定にかかわらず、当該対象鳥獣捕獲員に対しては、狩猟税を課さない。

2 認定鳥獣捕獲等事業者（鳥獣保護管理法第18条の5第2項第1号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者をいう。次条第2項において同じ。）が、県の区域を対象として鳥獣保護管理法第9条第1項（鳥獣被害防止特措法第6条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。次条第1項において同じ。）の規定による許可を受け、または鳥獣保護管理法第14条の2第9項の規定により鳥獣保護管理法第9条第1項の規定による許可を受けた者とみなされた場合において、同条第8項（鳥獣保護管理法第14条の2第9項または鳥獣被害防止特措法第6条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。次条第2項において同じ。）に規定する従事者証（次条第2項において「従事者証」という。）の交付を受けた当該認定鳥獣捕獲等事業者の従事者に係る狩猟者の登録が、平成27年5月29日から令和6年3月31日までの間に行われたときは、第139条第1項の規定にかかわら

ず、当該従事者に対しては、狩猟税を課さない。

(狩猟税の税率の特例)

第11条 平成27年4月1日から平成36年3月31日までの間に受ける狩猟者の登録であつて、当該狩猟者の登録を受ける者が鳥獣保護管理法第56条に規定する申請書（以下この項において「狩猟者登録の申請書」という。）を提出する日前1年以内の期間（以下この条において「特定捕獲等期間」という。）に県の区域を対象とする鳥獣保護管理法第9条第1項の規定による許可を受け、当該許可に係る鳥獣の捕獲等（以下この条において「許可捕獲等」という。）を行つた場合における狩猟税の税率は、第139条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する税率に2分の1を乗じた税率（以下この項において「軽減税率」という。）とする。ただし、軽減税率が適用される狩猟者の登録（以下この項において「軽減税率適用登録」という。）の要件を満たす者が、特定捕獲等期間に許可捕獲等を行つた後、軽減税率適用登録の対象となる狩猟期間（鳥獣保護管理法第2条第9項に規定する狩猟期間をいう。以下この項において同じ。）の直近の狩猟期間について狩猟者登録の申請書を提出し、既にその狩猟者の登録を受けた場合には、この限りでない。

2 省略

第11条の2および第11条の2の2 省略

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る県民税の課税の特例)

第12条 省略

2および3 省略

4 第1項の規定は、同項に規定する事業所得または雑所得で、その基因となる土地の譲渡等が平成10年1月1日から平成32年3月31日までの間に行われたものについては、適用しない。

ず、当該従事者に対しては、狩猟税を課さない。

(狩猟税の税率の特例)

第11条 平成27年4月1日から令和6年3月31日までの間に受ける狩猟者の登録であつて、当該狩猟者の登録を受ける者が鳥獣保護管理法第56条に規定する申請書（以下この項において「狩猟者登録の申請書」という。）を提出する日前1年以内の期間（以下この条において「特定捕獲等期間」という。）に県の区域を対象とする鳥獣保護管理法第9条第1項の規定による許可を受け、当該許可に係る鳥獣の捕獲等（以下この条において「許可捕獲等」という。）を行つた場合における狩猟税の税率は、第139条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する税率に2分の1を乗じた税率（以下この項において「軽減税率」という。）とする。ただし、軽減税率が適用される狩猟者の登録（以下この項において「軽減税率適用登録」という。）の要件を満たす者が、特定捕獲等期間に許可捕獲等を行つた後、軽減税率適用登録の対象となる狩猟期間（鳥獣保護管理法第2条第9項に規定する狩猟期間をいう。以下この項において同じ。）の直近の狩猟期間について狩猟者登録の申請書を提出し、既にその狩猟者の登録を受けた場合には、この限りでない。

2 省略

第11条の2および第11条の2の2 省略

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る県民税の課税の特例)

第12条 省略

2および3 省略

4 第1項の規定は、同項に規定する事業所得または雑所得で、その基因となる土地の譲渡等が平成10年1月1日から令和2年3月31日までの間に行われたものについては、適用しない。

第13条 省略

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る県民税の課税の特例)

第13条の2 昭和63年度から平成32年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条、次条および付則第14条において同じ。)の譲渡(同法第31条第1項に規定する譲渡をいう。以下この条、次条および付則第14条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(同法第31条の2第2項各号に掲げる譲渡に該当することにつき施行規則附則第13条の3第1項に定めるところにより証明がされたものをいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(付則第13条の3第1項の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する県民税の所得割の額は、前条第1項前段の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)および(2) 省略

2 前項の規定は、昭和63年度から平成32年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(その譲渡の日から同日以後2年を経過する日の属する年の12月31日までの期間(住宅建設の用に供される宅地の造成に要する期間が通常2年を超えることその他の施行令附則第17条の2第1項に定めるやむを得ない事情がある場合には、その譲渡の日から同条第2項または第3項に定める日までの期間。第4項において「予定期間」という。)内に租税特別措置法第31条の2第2項第12号から第16号までに掲げる土地等の譲渡に該当することとなることが確実であると認められることにつき

第13条 省略

(優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る県民税の課税の特例)

第13条の2 昭和63年度から令和2年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等(租税特別措置法第31条第1項に規定する土地等をいう。以下この条、次条および付則第14条において同じ。)の譲渡(同法第31条第1項に規定する譲渡をいう。以下この条、次条および付則第14条において同じ。)をした場合において、当該譲渡が優良住宅地等のための譲渡(同法第31条の2第2項各号に掲げる譲渡に該当することにつき施行規則附則第13条の3第1項に定めるところにより証明がされたものをいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得(付則第13条の3第1項の規定の適用を受ける譲渡所得を除く。次項において同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する県民税の所得割の額は、前条第1項前段の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額に相当する額とする。

(1)および(2) 省略

2 前項の規定は、昭和63年度から令和2年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年中に前条第1項に規定する譲渡所得の基因となる土地等の譲渡をした場合において、当該譲渡が確定優良住宅地等予定地のための譲渡(その譲渡の日から同日以後2年を経過する日の属する年の12月31日までの期間(住宅建設の用に供される宅地の造成に要する期間が通常2年を超えることその他の施行令附則第17条の2第1項に定めるやむを得ない事情がある場合には、その譲渡の日から同条第2項または第3項に定める日までの期間。第4項において「予定期間」という。)内に租税特別措置法第31条の2第2項第12号から第16号までに掲げる土地等の譲渡に該当することとなることが確実であると認められることにつき

施行規則附則第13条の3第2項に定めるところにより証明がされたものをいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する県民税の所得割について準用する。

3および4 省略

第13条の2の2から第14条の5まで 省略

(法人税割の税率の特例)

第15条 平成13年2月1日から平成33年1月31日までの間に終了する各事業年度分または各連結事業年度分の法人税割の税率は、第28条の規定にかかわらず、100分の4とする。

第16条から第20条まで 省略

(東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例)

第21条 省略

2 省略

3 前項の場合において、当該納税義務者が平成26年から平成33年までの居住年に係る租税特別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等(居住年が平成26年である場合には、その同項に規定する居住日が平成26年4月1日から同年12月31日までの期間内の日であるものに限る。)の金額を有するときは、前項の規定により読み替えて適用される付則第5条の4の2第1項中「100分の2」とあるのは「100分の2.8」と、「39,000円」とあるのは「54,600円」とする。

(東日本大震災による被災家屋の代替家屋等の取得に係る不動産取得税の課税標準の特例)

第22条 東日本大震災(平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震およびこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。)により滅失し、

施行規則附則第13条の3第2項に定めるところにより証明がされたものをいう。)に該当するときにおける前条第1項に規定する譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額に対して課する県民税の所得割について準用する。

3および4 省略

第13条の2の2から第14条の5まで 省略

(法人税割の税率の特例)

第15条 平成13年2月1日から令和3年1月31日までの間に終了する各事業年度分または各連結事業年度分の法人税割の税率は、第28条の規定にかかわらず、100分の4とする。

第16条から第20条まで 省略

(東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例)

第21条 省略

2 省略

3 前項の場合において、当該納税義務者が平成26年から令和3年までの居住年に係る租税特別措置法第41条第1項に規定する住宅借入金等(居住年が平成26年である場合には、その同項に規定する居住日が平成26年4月1日から同年12月31日までの期間内の日であるものに限る。)の金額を有するときは、前項の規定により読み替えて適用される付則第5条の4の2第1項中「100分の2」とあるのは「100分の2.8」と、「39,000円」とあるのは「54,600円」とする。

(東日本大震災による被災家屋の代替家屋等の取得に係る不動産取得税の課税標準の特例)

第22条 東日本大震災(平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震およびこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。)により滅失し、

または損壊した家屋（以下この項および次項において「被災家屋」という。）の所有者その他の施行令附則第31条第1項に規定する者が、当該被災家屋に代わるものと知事が認める家屋（以下この項および次項において「代替家屋」という。）の取得をした場合における当該代替家屋の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成33年3月31日までに行われたときに限り、価格に当該代替家屋の床面積に対する当該被災家屋の床面積の割合（当該割合が1を超える場合は、1）を乗じて得た額を価格から控除する。

2 被災家屋の敷地の用に供されていた土地（以下この項において「従前の土地」という。）の所有者その他の施行令附則第31条第2項に規定する者が、代替家屋の敷地の用に供する土地で当該従前の土地に代わるものと知事が認める土地の取得をした場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成33年3月31日までに行われたときに限り、価格に当該土地の面積に対する当該従前の土地の面積の割合（当該割合が1を超える場合は、1）を乗じて得た額を価格から控除する。

3 東日本大震災により耕作または養畜の用に供することが困難となつた農用地（農業経営基盤強化促進法第4条第1項第1号に規定する農用地をいう。以下この項および第6項において同じ。）であると農業委員会（農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第3条第1項ただし書または第5項の規定により農業委員会を置かない市町村にあつては、市町村長）が認めるもの（以下この項において「被災農用地」という。）の平成23年3月11日における所有者（農業を営む者に限る。）その他の施行令附則第31条第3項に規定する者が、当該被災農用地に代わるものと知事が認める農用地の取得をした場合における当該農用地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成33年3月31日までに行われたときに限り、価格に当該農用地の面積に対する当該被災農用地の面積の割合（当該割合が1を超える場合は、1）を乗じて得た額を価格から

または損壊した家屋（以下この項および次項において「被災家屋」という。）の所有者その他の施行令附則第31条第1項に規定する者が、当該被災家屋に代わるものと知事が認める家屋（以下この項および次項において「代替家屋」という。）の取得をした場合における当該代替家屋の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が令和3年3月31日までに行われたときに限り、価格に当該代替家屋の床面積に対する当該被災家屋の床面積の割合（当該割合が1を超える場合は、1）を乗じて得た額を価格から控除する。

2 被災家屋の敷地の用に供されていた土地（以下この項において「従前の土地」という。）の所有者その他の施行令附則第31条第2項に規定する者が、代替家屋の敷地の用に供する土地で当該従前の土地に代わるものと知事が認める土地の取得をした場合における当該土地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が令和3年3月31日までに行われたときに限り、価格に当該土地の面積に対する当該従前の土地の面積の割合（当該割合が1を超える場合は、1）を乗じて得た額を価格から控除する。

3 東日本大震災により耕作または養畜の用に供することが困難となつた農用地（農業経営基盤強化促進法第4条第1項第1号に規定する農用地をいう。以下この項および第6項において同じ。）であると農業委員会（農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第3条第1項ただし書または第5項の規定により農業委員会を置かない市町村にあつては、市町村長）が認めるもの（以下この項において「被災農用地」という。）の平成23年3月11日における所有者（農業を営む者に限る。）その他の施行令附則第31条第3項に規定する者が、当該被災農用地に代わるものと知事が認める農用地の取得をした場合における当該農用地の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が令和3年3月31日までに行われたときに限り、価格に当該農用地の面積に対する当該被災農用地の面積の割合（当該割合が1を超える場合は、1）を乗じて得た額を価格から

控除する。

4から6まで 省略

(東日本大震災における原子力発電所の事故に伴う対象区域内用途廃止等自動車の代替自動車の取得に係る自動車取得税の納税義務の免除等)

第23条 避難指示区域であつて平成24年1月1日において原子力発電所の事故に関して原子力規制委員会設置法(平成24年法律第47号)附則第54条の規定による改正前の原子力災害特別措置法第20条第3項の規定により原子力災害対策本部長が市町村長に対して行つた同法第28条第2項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第63条第1項の規定による警戒区域の設定を行うことの指示の対象区域であつた区域のうち立入りが困難であるため当該区域内の自動車を当該区域の外に移動させることが困難な区域として総務大臣が指定して公示した区域(以下「自動車持出困難区域」という。)内の第42条第2項に規定する自動車(以下「対象区域内自動車」という。)の当該自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における施行令附則第32条第4項に規定する者が対象区域内自動車以外の自動車(以下この項において「他の自動車」という。)の取得をした場合において、当該他の自動車の取得をした後に、対象区域内自動車が法附則第52条第2項各号に掲げる自動車で施行令附則第32条第2項に規定するもの(以下「対象区域内用途廃止等自動車」という。)に該当することとなり、かつ、当該取得した他の自動車を対象区域内用途廃止等自動車に代わるものと知事が認めるときは、当該他の自動車の取得が同日から平成31年9月30日までの間に行われたときに限り、当該他の自動車の取得に対する自動車取得税に係る徴収金に係る納税義務を免除する。

2および3 省略

第24条 省略

(東日本大震災における原子力発電所の事故に伴う対象区域内用途廃止等

控除する。

4から6まで 省略

(東日本大震災における原子力発電所の事故に伴う対象区域内用途廃止等自動車の代替自動車の取得に係る自動車取得税の納税義務の免除等)

第23条 避難指示区域であつて平成24年1月1日において原子力発電所の事故に関して原子力規制委員会設置法(平成24年法律第47号)附則第54条の規定による改正前の原子力災害特別措置法第20条第3項の規定により原子力災害対策本部長が市町村長に対して行つた同法第28条第2項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第63条第1項の規定による警戒区域の設定を行うことの指示の対象区域であつた区域のうち立入りが困難であるため当該区域内の自動車を当該区域の外に移動させることが困難な区域として総務大臣が指定して公示した区域(以下「自動車持出困難区域」という。)内の第42条第2項に規定する自動車(以下「対象区域内自動車」という。)の当該自動車持出困難区域を指定する旨の公示があつた日における施行令附則第32条第4項に規定する者が対象区域内自動車以外の自動車(以下この項において「他の自動車」という。)の取得をした場合において、当該他の自動車の取得をした後に、対象区域内自動車が法附則第52条第2項各号に掲げる自動車で施行令附則第32条第2項に規定するもの(以下「対象区域内用途廃止等自動車」という。)に該当することとなり、かつ、当該取得した他の自動車を対象区域内用途廃止等自動車に代わるものと知事が認めるときは、当該他の自動車の取得が同日から令和元年9月30日までの間に行われたときに限り、当該他の自動車の取得に対する自動車取得税に係る徴収金に係る納税義務を免除する。

2および3 省略

第24条 省略

(東日本大震災における原子力発電所の事故に伴う対象区域内用途廃止等

自動車の代替自動車に係る自動車税の納税義務の免除等)

自動車の代替自動車に係る自動車税の納税義務の免除等)

第25条 施行令附則第32条第4項に規定する者が、付則第23条第1項の規定の適用を受けることとなつた場合には、次の各号に掲げる期間に取得された同項に規定する他の自動車(第59条に規定する自動車に限る。)に対するそれぞれ当該各号に定める年度分の自動車税に係る徴収金に係る納税義務を免除する。

第25条 施行令附則第32条第4項に規定する者が、付則第23条第1項の規定の適用を受けることとなつた場合には、次の各号に掲げる期間に取得された同項に規定する他の自動車(第59条に規定する自動車に限る。)に対するそれぞれ当該各号に定める年度分の自動車税に係る徴収金に係る納税義務を免除する。

(1) 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの期間 平成30年度分および平成31年度分

(1) 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの期間 平成30年度分および令和元年度分

(2) 平成31年4月1日から平成31年9月30日までの期間 平成31年度分

(2) 平成31年4月1日から令和元年9月30日までの期間 令和元年度分

2から4まで 省略

2から4まで 省略

(個人の県民税の税率の特例)

(個人の県民税の税率の特例)

第26条 平成26年度から平成35年度までの各年度分の個人の県民税に限り、均等割の税率は、第22条および琵琶湖森林づくり県民税条例(平成17年滋賀県条例第40号)第2条の規定にかかわらず、第22条に規定する額と同条例第2条の規定による加算額との合計額に500円を加算した額とする。

第26条 平成26年度から令和5年度までの各年度分の個人の県民税に限り、均等割の税率は、第22条および琵琶湖森林づくり県民税条例(平成17年滋賀県条例第40号)第2条の規定にかかわらず、第22条に規定する額と同条例第2条の規定による加算額との合計額に500円を加算した額とする。

以下 省略

以下 省略